

II 【税制改正】NISA 制度の抜本的拡充と恒久化の方針

執筆者：濱野 有里

1. はじめに

2023 年度税制改正では、「家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA の抜本的拡充・恒久化を行う。」とされました。本稿では、改正前の NISA 制度と改正後の NISA 制度について解説いたします。

2. NISA 制度

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対しては約 20%の税金がかかります。NISA は、「NISA 口座（非課税口座）」内で毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益に対して、税金がかからなくなる制度です。イギリスの ISA (Individual Savings Account=個人貯蓄口座) をモデルとした日本版 ISA として、NISA(Nippon Individual Savings Account)という愛称で呼ばれています。

3. 2023 年までの NISA 制度

NISA には、成年 (20 歳以上) が利用できる「一般 NISA」「つみたて NISA」の他、未成年 (20 歳未満) が利用できる「ジュニア NISA」の 3 種類があります。

「一般 NISA」と「つみたて NISA」は併用することができず、また、2022 年 4 月 1 日に実施された成人年齢の引き下げに伴い、2023 年 1 月以降 18 歳から「一般 NISA」や「つみたて NISA」の口座開設が可能となっています。

<2023年までのNISA>

	NISA (20歳以上)		ジュニアNISA(20歳未満)
	一般NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間 ※ただし、2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、20歳まで非課税で保有を継続可能。
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・公募株式投資信託・REIT等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※金融庁への届出が必要	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資（累積投資契約に基づく買付け）のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり(18歳まで) ※災害等やむを得ない場合には、非課税での払出し可能。
備考	一般とつみたてNISAは年単位で選択制 2023年1月以降は18歳以上が利用可能		2023年末で終了

(出典：金融庁の HP より)

(1) 一般 NISA

2014 年 1 月からスタートした制度で、毎年 120 万円の範囲内で購入した金融商品から得た利益 (配当金・譲渡益。以下も同じ。) について、5 年間税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は最大 600 万円 (120 万円×5 年) となります。

5 年間の非課税期間が終了した後は、①保有している金融商品を翌年の非課税投資枠に移す、②課税口座 (一般口座や特定口座) に移管する、③売却するのいずれかを選択する必要があります。非課税投資枠に移管する場合は、金額の上限はなく、時価が 120 万円を超過している場合も、そのすべてを翌年の非課税投資

枠に移すことができます。

一般 NISA は 2023 年までの制度となりますので、金融商品の購入を行うことができるのは 2023 年までとなります。2023 年中に購入した金融商品についても 5 年間 (2027 年まで) 非課税で保有することができます。

(2) つみたて NISA

2018 年 1 月からスタートした特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。対象商品は手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託 (ETF) に限定されています。毎年 40 万円の範囲内で購入した投資信託から得た利益について、20 年間税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は最大 800 万円 (40 万円×20 年) となります。

20 年間の非課税期間が終了した後は、課税口座 (一般口座や特定口座) に払い出されます。一般 NISA とは異なり、翌年の非課税枠に移すことはできません。

2022 年までの制度となりますので、投資信託の購入を行うことができるのは 2022 年までとなります。2022 年中に購入した投資信託についても 20 年間 (2061 年まで) 非課税で保有することができます。

(3) ジュニア NISA

2016 年 1 月からスタートした制度で、未成年 (2023 年は 0 歳~17 歳) が対象となります。毎年 80 万円の範囲内で購入した金融商品から得た利益について、5 年間税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は最大 400 万円 (80 万円×5 年) となります。

5 年間の非課税期間終了後は新たな非課税投資枠への移管による継続保有ができます。20 歳以降は自動的に NISA 口座が開設され、18 歳までは払い出しに制限があります。

2023 年までの制度となりますので、購入できるのは 2023 年までとなります。なお、2024 年以降、当初の非課税期間 (5 年間) の満了を迎えても、18 歳になるまでは引き続き非課税で保有することができます (再投資ができないため)。また、2024 年以降は、年齢にかかわらず、災害等のやむをえない理由によらない場合でも、非課税での払い出しも可能となります。

4. 改正後の NISA 制度

2024 年以降の NISA 制度は下記のとおりとなります。

<2024年からのNISA>

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)(注2)	1,800万円 ※簿価最高方式で管理(枠)の再利用が可能		1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理業務の信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を確保
(注2) 利用者それぞれ非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報と国税庁において管理
(注3) 金融機関による成長投資枠を使った回覧先への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の年次更新を経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

(出典：金融庁の HP より)

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」は併用が可能となり、また、2023年までに現行の「一般NISA」及び「つみたてNISA」で投資した金額は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されます。なお、現行制度で保有している金融商品を新しい制度へ移管することはできません。

(1) つみたて投資枠

2024年1月からスタートする制度で、現行の「つみたてNISA」の拡充版として設けられた制度になります。

年間投資枠は、これまでの40万円から3倍の120万円となります。対象の金融商品は「つみたてNISA」と同じとなり、金融商品から得た利益について無期限に税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は1,800万円（成長投資枠と合わせて）となります。

(2) 成長投資枠

2024年1月からスタートする制度で、現行の「一般NISA」の拡充版として設けられた制度になります。

年間投資枠は、これまでの120万円から2倍の240万円となります。対象の金融商品は「一般NISA」のうち一部が除外され、金融商品から得た利益について無期限に税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は1,200万円（つみたて投資枠と合わせて1,800万円）となります。

(3) 非課税保有限度額

投資総額は(1)と(2)と合わせて1,800万円（成長投資枠は1,200万円が限度）となります。年間の投資上限額に達していない場合でも、既に保有している金融商品の取得価額が上記上限に達している場合は、新たな購入はできません。

ただし、保有資産を売却することにより、非課税投資枠が再利用できることとなります。

5. おわりに

改正後のNISA制度は課税されない期間が無期限となり、期限を気にせず長期の投資が可能となります。また、これまでは、「一般NISA」か「つみたてNISA」のいずれか一方のみでしたが、新しいNISA制度は併用が可能となります。投資信託で積立ながら、一方で高配当株や優待株を購入するなどの組み合わせが可能となります。

将来の資産形成の一つとして、NISAを活用してはいかがでしょうか。